

日本の歴史的環境保全に関する研究——古都京都を事例として

曹 婷

はじめに

1960年代から70年代は、歴史的環境保存運動が日本全国に波及した時代である。この時期の日本は、いわゆる高度経済成長期にあり、名実ともに先進国の仲間入りを果たすため大きな都市改造が行われた時代である。このように、日本各地で巨大な開発が繰り返され、至る所で歴史的環境破壊の危機が訪れた。

例えば、1960年代初め頃、京都タワーの建設、鎌倉市御谷住宅化などの問題が起こり、日本の古都である京都、奈良、鎌倉がそろって歴史的環境破壊の危機に瀕し、大いに世論を喚起した。こうして、保存運動は大きく盛り上がり、京都タワーの建設に対しては「京都を愛する会」が結成され、京都の美観について激しい論争が繰り返されたほか、鎌倉では1964年に「鎌倉風致保存連盟」が生まれ、同年12月には鎌倉市を中心として「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、開発に反対する住民運動が活発となった。このように、高度経済成長がもたらした自然環境の破壊、歴史的建造物の破損、コミュニティの崩壊などに対して、地域固有の自然や、歴史、文化、生活を守ろうという市民が立ち上がり、歴史的環境の保存を求める市民運動が戦後初めて高揚した

それゆえに、日本の各都市では、歴史的町並み保全の方式が模索されるようになった。その中で、「京都方式」と呼ばれる保全手法は形成され、日本の歴史的町並みの保全事業に大きな影響を与えた。京都の歴史的町並みの保全は住民の生活上の利便を考慮しながら歴史的な変化の過程を重視するもので、日本全国の歴史的町並み保全の方式における主流の位置を獲得した。

京都の景観の特徴と言え、まず緑豊かな三方の山並みが、市街地を取り囲んでいる。また、市街地の中央には平安京から継承してきた碁盤目状の街路が走る。さらに市街地の南北を貫いている鴨川と桂川がある。この格子状の街路や川沿いに、また三方の山並みには、神社、仏閣、庭園、離宮、さらに伝統的町家や町並みが存在し、古都の雰囲気の色濃く醸し出している。第二次世界大戦による戦災を免れたが、その後の急激な経済発展により、文化遺産としての町並みや歴史的景観が次々と失われるという厳しい現実と直面した。しかし、他の大都市と比べると、京都にはまだ空間的にも、経済的にも利用し尽くされていないところが、多く存在している。社寺なども空間的なゆとりを持って散在しており、お茶、お花といった伝統行事も残っている。

京都市は、数多くの社寺や史跡、趣のある美しい町並みが残り、文化的・歴史的遺産に恵まれた歴史都市である。しかし、同時に150万人の市民が生活している日本有数の大都市でもあり、最先端に行く産業も盛んな近代的都市でもある。そのため、保存と開発を両立させ、調和させるこ

とが、都市発展の最も重要な課題となる。

そこで、本論文では、京都の歴史的環境保全制度の形成、京都市重要伝統的建造物群保存地区、「京都方式」と呼ばれる京都歴史的町並みの修景事業などについて検討し、その経験を中国の歴史的環境保全事業に生かせば、と思っている。

一 京都歴史的環境保全の制度化

平成 3 年 5 月に学識経験者や各界の有識者による「京都市土地利用及び景観対策についての街づくり審議会」を設置し、平成 3 年及び平成 4 年の二次にわたって京都市が答申した。この答申では¹、京都市は、数多くの市民が生活を営み続ける大都市として、常に先を見越して時代を創造してきた都市であり、保全すべきは徹底した保全をはかり、同時に活性化を図るべきである」という土地利用と景観対策に関する方向性が打ち出された。また、市域を、三方の山並みとその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」、都市部の市街地を「調和基調とする都心再生地域」、市南部の高度集積地区を「新しい都市機能集積地域」に三大別し、保全・再生・創造が調和した土地利用と景観のあり方を目指している。京都市はそれぞれの地域に応じた景観対策を講じるべきであるとの提言がなされた。

京都の景観行政はまず市街地を取り巻く自然景観の保全から始まった。昭和 5 年に指定された「風致地区」は、当初の 3, 400ha から、現在では約 17, 831ha へと拡充された。昭和 4 1 年には、風致地区より一段厳しい規制がかかる「古都保存法」が制定され、この法律により歴史的風土保存地域として 8, 513ha、歴史的特別保存地区として 2, 800ha が指定されている。

市街地景観の保全については昭和 47 年に「美観地区」制度を取り入れた「市街地景観条例」を定め、条例に基づき特別保全修景地区として、昭和 47 に年産寧坂地区、昭和 49 に年祇園地区を指定した。「市街地景観条例」はよりきめ細かな景観整備を目指して平成 7 年に改正を行い、「市街地景観整備条例」となった。市街地景観整備制度²は、「京都市市街地景観整備条例」に基づくものと、「京都市伝統的建造物群保存地区条例」に基づくものとの二つの制度からなっている。従来の美観地区を拡大するとともに、新たに建造物修景地区を設けた。美観地区は地域の景観の特性に応じて第一種地域から第五種地域までの五種類に分け、約 1, 934ha を指定し、京都市街化区域の総面積の半分以上が何らかの景観的な規制を受けることとなった。また、伝建地区以外にも美観地区や建造物修景地区を重ねて、さらに個別に細かい規制や基準を設ける歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区を指定し、建造物単体を歴史意匠建造物に指定した。また、近年、景観に対する関心が高まり、景観の保全や向上を目指す地域の景観整備に取り組む団体に対する支援と市街地景観協定の認定を行っている。具体的に言うと、この自主的な活動を支援するため、京都市市

¹ 京都市都市計画局『京都の景観 保全、再生、創造』（2002）、京都市都市計画局 都市景観部を参照。

² 市街地景観整備制度の内容は、注 1 を参照。

街地景観整備条例に基づいて、次の二つの制度を創設した。

（ア）地域の景観整備に取り組む団体に対する支援制度

一定の地域に居住するものなどからなる団体が、その地域の景観整備を目的とする調査、研究そのほかの活動を行う場合などに、それらの活動に要した費用の一部を補助し、市民が主体となって行う優れた市街地の景観づくりを京都が支援する制度である。

（イ）市街地景観協定の認定制度

一定のまとまりのある地域内の土地の所有者等が、市街地景観の整備を行うため、京都市と市街地景観協定を締結して、その地域における景観整備の基準を定め、これを市長が認定して、住民による景観整備を支援する制度である。

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法第 83 条の 2 に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定する地区で、現在まで、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区及び上賀茂地区の 4 地区が指定されている。産寧坂地区と祇園新橋地区の二地区は昭和 47 年に、特別保全修景地区に指定されたが、昭和 50 年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区制度ができると、「伝建地区保存条例」が制定されて、これらの二地区は伝建地区へと指定替えされた。現在、これらの 4 地区はいずれも国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、産寧坂では平成 7 年に隣接する石塀小路地区を含める地区拡大を行っている。これらの地区は京都では最も京都らしさを持つ景観として、歴史的景観保存施策の中核を形成し、毎年国から交付される補助金により、建造物の修理、修景や防災などの事業が行われている。

都市の景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物についても平成 7 年に従来の「屋外広告物条例」を全面改正した「屋外広告物などに関する条例」により、屋外広告物だけでなく、それと同様の影響を景観に与える特定の屋内広告物についても、表示の面積を制限するなどして、都市景観のいっそうの向上を図っている。

これらの景観施策のほか、市民の知恵や見識を景観施策やまちづくりに生かすため、平成 9 年に（財）「京都市景観・まちづくりセンター」が設置された。センターは様々なシンポジウムやイベントを自ら主催し、また支援するとともに、多くの市民の参加による都心部の町家調査を主導するなど活発な活動を展開し、住民・企業・行政のパートナーシップの実を上げている（三島，2000）。

高度経済成長の後、京都市は歴史的都市と近代的都市の二つの側面を生かすための景観政策を実施した。伝建地区制度を始めとして、これら施策による行政指導と行政と対等の権限を持つ市民、市民団体との協同によって、制度は益々完備されることとなった。

京都市の伝建地区における 30 年余りの町並み保存事業について、経緯と現状、その間に生じた問題とその解決方法などを、上の四地区に即して概観する。

二 京都市重要伝統的建造物群保存地区

① 産寧坂地区³

東山山麓に祇園社、法観寺、清水寺などの社寺が並び建つ産寧坂地区周辺は、平安京以前から開けたといわれ、長い歴史が重畳し、多くの歴史的遺産を今に伝えている。当地区は、これらの名刹の古くからの参詣路である産寧坂(三年坂)、二年坂などの石段や折れ曲がった石畳の坂道に沿って、八坂の塔(法観寺)、高台寺など由緒ある社寺建造物と、江戸時代末期から大正時代に掛けて建てられた町家群が一体となって、すぐれた歴史的景観を形成している。また、八坂神社(祇園社)の南で、高台寺北門通から下河原通に抜ける石堀小路は、明治時代末期から大正期にかけて住宅地開発が行われ、文字どおり石の堀に囲まれた独特の路地空間を形成している。

戦前までの清水寺への参拝は、円山、八坂神社を見て、祇園下河原から法観寺八坂塔を傍らにゆっくり坂道を上がり、産寧坂を経て、清水寺へ向かうのが代表的であった。しかし、昭和20年代半ばから、バス観光の時代となり、昭和27年に全国初の観光駐車場—清水観光駐車場が京都市と民間会社四社によって、清水寺道と松原道の分岐点北側の敷地に設置されてから、事情は変わってきた。産寧坂を通るコースは、いつのまにか裏道となり、大量の観光客は、駐車場から清水道を通って清水寺へ直接往復し、それまで観光客で潤った清水新道や円山公園から高台寺、二年坂、産寧坂を歩くコースは寂れてしまった。その後、産寧坂周辺の昔懐かしい店舗はなくなり、建物はアルミサッシやモルタル塗りで改装され、趣ある風貌は失われた。清水観光駐車場が設置されて以後、同年に嵐山、翌年に銀閣寺の観光駐車場が相次いで整備された。

こうした産寧坂地区の衰退を改善するため、地域の有志の商店主らが相集い、「歩こう会」が昭和20年代後半に作られた。市民や観光客に、この道筋をゆっくり散策してもらいながら、地域の土産物店や商店に立ち寄ってほしいとの願いが込められていた。昭和30年、清水学区自治連合会が中心となって、市に産寧坂から二年坂などへの道筋を石畳にする請願を行い、受理された。

産寧坂地区を含む東山清水地区の景観保全の重要性については、京都市の行政内部では比較的早くから注目されていた。昭和43年8月に発表された「景観京都市対策調査報告書」は、西山卯三京大教授を中心として堀内三郎教授らによって、主として市街地景観の保全策について総合的に検討したものである。この報告書では「保全地区は全体としての町並みの雰囲気を保つためのものであるから、そこには住民の活発な日常生活が入ることを考えて、保存地区に見られるような凍結的な意味はなく、むしろ作り変えてゆくことにより、よりよいものとしていくことをめざす」と述べ、保全地区の中で、清水新道、清水道、産寧坂、二年坂、高台寺北門通りの歴史的な道筋の沿道については、その町並みを破壊しているものを作り替え、全体として統一性と連続性のある町並み景観を構成しようと計画した。この報告書では、この地区における建造物の指導の方法や補助制度などの検討はないが、地区景観の保全の考え方において、その後策定される「特別保全修

³ 京都市都市計画局『日本の町並み調査報告書集成 第9巻 近畿地方の町並み<1>』(2003), 東洋書林, 156-187頁を参照。

景地区」の基礎を築いた。

京都市が市街地景観整備条例に基づいて定めた制度は、「特別保全修景地区」と名づけられ、改築などに際し建築様式を指定し、指定通りに施工された場合、補助金を支給する方式である。産寧坂特別保全修景地区は、全面的改造から小規模な修理にいたるまで、年間十数件の申請がある。

産寧坂特別保全修景地区の建造物については地域の現況把握、住民の意識調査に始まって、建築史的な整理検討を綿密に行った結果、六つの原型を抽出した。この六つの原型をもとに住居や店舗の用途の変化などによってアレンジし、十四様式を用意した。この時、建物付属する塀や垣についてもふさわしい様式を用意した。その六つの原型とは、①むしこ造り町家様式、②本二階建町家様式、③変型町家様式、④数寄屋風様式、⑤和風邸宅様式、⑥石塀小路町家様式である。

地元では、産寧坂の道筋の雰囲気や環境を守るため、前述の「歩こう会」のメンバーが、保存運動を再開した。昭和46年には、日曜・祭日にこの道筋をノーカーゾーンとすることを決めたが、同年8月に清水道から産寧坂、二年坂、高台寺などの商店主の有志の組織へと発展し、その名も「東山観光散策道路を守る会」として出発した。当初、この会の目的は、前述のこの道筋への日曜・祭日の車の乗り入れ制限が中心であったが、当時、産寧坂地区の町並み保存を構想していた市当局の働きかけもあって、町並み保存の具体化への関心が高まったのである。

こうして、行政のほうからまず具体的な保存修景計画と補助制度の案を持って、地元の「東山観光散策道路を守る会」の人たちと話し合い、各町内で説明会を重ねた。地区決定にいたるまでには様々な意見や曲折もあったが、何度かの話し合いによって、最終的な合意を得た。当時の住民からの意見は、大西(1992)によると、主に次の三つに整理される。

- 1 住民自決。町並みの保存は、大きく自分たちの生活に関わってくる。やるやらないの決定は自分たちでやるべきであって、他人様とやかやく言うべきことでない。住民自決は当然のことであり、最終的にはその意思決定によって行われたものである。しかし、行政が手をこまねいていたならば、なにもできない。町並み保存で重要なこと地域の生活の将来がどうなるのか、町並み保存がどうかかわり合いを持つてくるのか、行政側が地域の人たちと一緒に真剣に考えるとき、初めて動き出すのである。
- 2 町並み保存という一つの方向を地域の人々たちが選択する場合に引き起こされる、将来への種々の不安。
- 3 これまで地元の人たちが今回のように行政側と濃密に接触した経験があまりないことから起こる行政への不安感。例えば、市は、かなりの補助金を出すといっているが、本当に出るのだろうか。地区が指定されると、がんじがらめになって自分の家の修繕も満足できないのではないかなど。

しかしながら、これらの不安は行政の方から住民たちと何度か話し合うことによって、徐々に理解し合うことができ、最後は住民の方から市の担当者に任せるぐらいの信頼関係を築いた。今からみれば、これらの不安は殆ど問題にならず、むしろ、国と行政からの援助と住民の協力の下

で、住環境は以前より整い、町並みの風貌もより整備された。地域の景観と町並みが守られただけでなく、地域の活力が漲る結果を生んだ。

こうして、昭和47年から産寧坂の歴史的町並みの保全修景事業がスタートした。続いて祇園地区も昭和49年に特別保全修景地区に指定され、保全修景事業が始まった。建物の修理や改造に際して、市と所有者とが共同して、伝統的な外観様式を守りながら必要な機能をも満足させる修景デザインを検討し、沿道の建物の保全修景は順調に進んで、歴史的風趣は以前にも増して高められた。

② 祇園新橋地区

祇園は、平安時代の始め頃創建された祇園社の門前町として発祥したが、応仁の乱によって焼失し、その後しばらくは閑散とした場所となった。17世紀の後半に、鴨川の両側に堤が築かれ、鴨の河原に歌舞伎の芝居小屋のほか人形浄瑠璃や曲芸、軽業などの小屋が並ぶようになった。江戸時代末期から明治時代初期にかけては質の高い洗練された町家が整然として建ち並び、白川、石畳、樹木などと一体となって歴史的景観を今に伝えている(写真1)。⁴

昭和40年代には、京都では比較的保存度がよいと言われている祇園新橋通りの中央部に四階建ビルの建築計画が出て、それをきっかけとして、地元の反対運動が興り、祇園新橋を守る会が結成された。京都市はこれに介入し、地元、施主と話し合っ、最終的に日本瓦の屋根や軒庇付きの三階建とし、周りの景観と調和する建物とした。

産寧坂地区と比較すると、祇園新橋地区では歴史的景観を保存する動きは地域の住民の方から起



写真1 祇園新橋通りの町並み 筆者撮

こった。しかし、住民にとっては当時祇園新橋の町並みを保存すべき重要なものとして考えるより、この町がビル街となれば、自分たちが住めなくなるという「自己防衛的な発想」が強かった(大西, 1992)。その後、保全地区として指定されると、地区内の住民から多くの疑問や不安も出たが、市当局と何度か話し合うことによって、住民は市の方針を了解した。こうして昭和47年に、祇園新橋地区は特別保全修景地区に指定され、さらに、1976年には国の重伝建地区に選定され、国からの補助も受けて、保全事業は加速された。

祇園新橋地区の住民は当初、自己防衛的な発想しか持たなかったが、行政との積極的な折衝を通じ、徐々に町並み保存の価値を理解し、この町並みの雰囲気積極的に保全し利用して、地域の発展を図るという考え方へと変わったのである。

③ 嵯峨野鳥居本地区

産寧坂地区、祇園新橋地区に次いで、昭和54年に嵯峨野鳥居本地区が重伝建地区に選定された。

⁴ 京都市都市計画局(2000)『京の伝統的建造物群保存地区』を参照。

嵯峨野は、古来景勝の地であり、美しい自然に恵まれ、社寺や民家が点在し、その自然と一体となって優れた歴史的景観を形成している。この嵯峨野の西北に位置する嵯峨野鳥居本地区は、愛宕街道に沿った集落で、17世紀中頃から農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後、ここより奥の愛宕神社への門前集落としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正・昭和にかけて、街道沿いに農家、町家のほか茶店なども建ち並ぶようになった⁵（写真2）。

しかし、高度成長期以後、京都市近郊の住宅地化が急速に進み、鳥居本の町並みも大きく変貌していったのである。地元の住民の間にも、危機を感じて、嵯峨野の自然と歴史的環境を保全しようとする動きが起こった。この間、鳥居本の住民は、前述の地域住民と情報交換などをしながら、鳥居本の町並みを守り続けた（大西、1992）。

平成5年には、京都市は「京都市嵯峨野鳥居本町並み保存館」を建設した。これは民間の伝統的建造物を土地とともに借り受け、文化庁及び日本芸術文化振興会からの助成を受けて修復整備したもので、市民や一般観光客に伝統的建造物の建物内部を公開した（写真3）。



写真2 嵯峨野鳥居本地区の町並み筆者撮



写真3 嵯峨野鳥居本町並み保存館筆者撮

④ 上賀茂社家町

上賀茂一帯は、平安京の地主神である上賀茂神社を中心に、神官（神司と氏人）と農民によって門前集落が形成され、室町時代から神官の屋敷町として発展してきた。今日でも神社から流れ出る明神川に沿って、社家が建ち並び、明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、門などが一体となって、江戸時代にできた社家街の歴史的景観を伝えている。この地区は、古い町並みの多い京都市の中でも、一種独特な構成をともなっている⁶（写真4）。昭和63年に重伝建地区に選定され、地域の住民も積極的に保全条例の規制を受け入れて、町並みを保つための努力をしている。

以上四地区の保全事業から分かるように、京都市は長年の保全事業を推進する間に、市域の行政の責任主体として、保全の理念と方針の徹底化を図り、住民や技術者の合意を得て、町並み保存を進めた。大西（1992）は京都の町並みの保存・再生の理論研究であるが、その中で京都の町並みの保存方法に関して次のように述べる。

⁵ 注4に同じ。

⁶ 注4に同じ。

「京都では、産寧坂地区に一番端的に現れているように、町並みの歴史的な変化の過程をも重視した保存の立場を取っている。これが第一の特徴である。「京都方式」とも呼ばれる京都の町並み保存の二番目の特徴は、伝統の様式が崩れ去って、モルタル塗りやアルミサッシなどの当世風になってしまった建物の外観を復元的に改修する修景事業を、積極的に進めていることである。この結果、十年、二十年の積み重ねによって町並み全体が、伝統様式で整えられている。第三番目の特徴は、妻籠のように一定期間を定め、復元事業を実施していくという事業方式をとらないことである。現代に生きて動いている町並みであり、生活上や営業上の必要から生じた改修などの時点を捉え、修理また修景を進めている。行政の技術部門が、長年月にわたって町並みを観察(診断)し、一軒一軒の改修に当たっては、施主と膝を突き合わせて相談に応じている。きざに言えば、ホーム・ドクターならぬ町並み保存のホーム・アーキテクト方式とも呼べる進め方である。第四番目の特徴は、伝統的な建築様式ごとに、外観に関わる様式モデル(立面図、ファサード断面詳細外観透視図)を用意し、これを基礎にして、施主、設計者と行政が折衝していることである」。



妻籠などの地方では、土地の大工さんなどの職人を育て、この職人たちに指示を与えて復元工事などを進めているが、職人の地位と技術水準が極めて高い京都ではこの方式は通用せず、行政側が用意する様式モデルを媒介にして、双方合意した手法によって町並み保存を進めている。

三 「京都方式」とも呼ばれる京都歴史的町並みの修景事業

以下に、京都の歴史的町並みの保存に特徴的な修景の実例を紹介する。

一つ目は、産寧坂下の町家の修景である。

産寧坂下には、この地区でも一番古いむしこ造りの町家が立ち並んでいる。写真 5、6 の事例は、むしこ造り町家の一階が店舗になっている。戦時中の防災指導によりガラスの引違戸に変えられていたむしこを復元修理したものである。

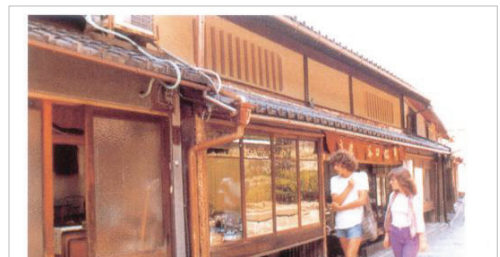


写真 5 むしこ造りの店舗—修理前出
物群保存地区』(2000)

写真 6 修理後のむしこ造り町家土間店
： 5

二つ目は八坂神社南の町家の修景である。

八坂塔の南には、写真7のようにモルタル塗りの町家が立ち並んでいた。現在この周辺の建物が修景され、町並みの景観を整えた。写真8はそのモルタル塗り老朽化家屋を改変したもので、向かって左端に車庫を設けているが、入り口は細かい格子戸とし、玄関や出格子と調和させている。



写真7 修理前の町家—八坂神社南
出典:京都市都市計画局『京の伝統的建造物群保存地区』(2000)



写真8 修理後の本二階建て町家住居
出典:写真7に同じ。

三つ目は祇園新橋の車庫の改修である。

写真8、9は、新橋通りにある町並み景観を乱すガレージを取り除いて改築し、外観を茶屋様式に修景した事例である。祇園新橋地区では、鉄筋造のガレージに建物を新築するにあたって、新橋通りに面しては「本二階建て町家茶屋様式」で、白川南通に面しては「和風邸宅様式」とそれぞれの通りの町並みと調和するように修景した。



写真8 修理前のガレージ—祇園新橋
出典:京都市都市計画局『京の伝統的建造物群保存地区』(2000)

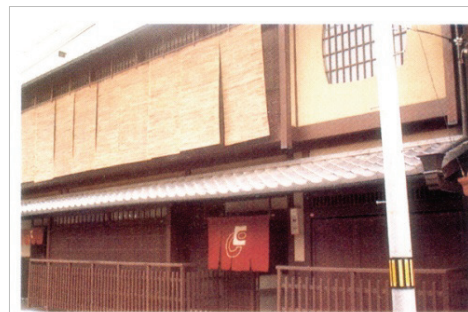


写真9 ガレージを茶屋様式に修景
出典:写真8に同じ。

終わりに

このように、京都では歴史的な変化の過程を重視し、住民の生活上の利便を考慮する保全方式

が形成された。この「京都方式」による保全手法は、京都市の歴史的町並みの景観修復に実績を上げただけでなく、日本全国の歴史的町並み保全事業の発展をサポートし引率するものとなった。

京都は千年の古都であり、近代的工業生産都市でもあり、先進的にデザインを創出してきた町でもある。京都では、都市を発展させると同時に、町の歴史的個性を重視してきた。すなわち、建物の個性を重視するだけでなく、都市の街路景観としてのまとまりにも注目し、町並みの歴史的な変化の過程も重視して、独特な「京都方式」が生まれた。この「京都方式」においては、倉敷、金沢のように住民や市民が積極的に行政の保全行動に対応する一方で、行政と対等の立場で協同して保全事業を推進することが大きな特徴となっている。

参考文献

1. 木原啓吉 (1981)「歴史的環境保全の発展」(西山卯三 監修『歴史的町並み辞典』, 柏書房)。
2. 京都市都市計画局 (1996)『京のサイン——京都市屋外広告物ガイドライン』, 京都市都市計画局。
3. 京都市都市計画局 (1996)『京のサイン——京都のまちなみとの調和を目指した広告物の事例』, 京都市都市計画局。
4. 京都市都市計画局 都市企画局 都市計画課編集 (1997)『京都市の都市計画』, 京都市都市計画局 都市企画局 都市計画課編集発行。
5. 京都市文化市民局文化部文化財保護課 (1999)「歴史的建造物の保存と活用——京都市内の国登録有形文化財より」(『京都市文化財ブック第 14 集』, 京都市文化市民局文化部文化財保護課発行)。
6. 西村幸夫 (1999)「新・町並み時代が目指すもの」(全国町並み保存連盟『新・町並み時代 まちづくりへの提案』, 学芸出版社)。
7. 京都市都市計画局 (2000)『京の伝統的建造物群保存地区』, 京都市都市計画局都市景観部都市景観課。
8. 三島時夫 (2000)「京都の町並み保存とまちづくり——歴史的景観の保全について」(『月刊文化財』, 第一法規 / 文化庁文化財部 監修)。
9. 京都市都市計画局 (2002)『京都の景観保全 再生 創造』, 京都市都市計画局都市景観部。
10. 京都市都市計画局 (2003)『日本の町並み調査報告書集成 第 9 巻 近畿地方の町並み<1>』, 東洋書林。
11. 苅谷勇雅 (2004)「日本の町並み調査報告書集成 解題」(京都市都市計画局『日本の町並み調査報告書集成 第 10 巻 近畿地方の町並み<2>』, 東洋書林)。